

平成29年度報酬改定に係る介護職員処遇改善加算の変更について

1. 厚生労働省公表資料

平成29年3月9日介護保険最新情報vol.582 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

2. 平成29年度の主な変更点

- ・新たな加算（Ⅰ）の創設、キャリアパス要件Ⅲの新設。
- ・新たな加算の創設により、平成28年度加算（Ⅰ）から（Ⅳ）は、平成29年度から加算区分（Ⅱ）から（Ⅴ）にスライドとなります。
- ・加算率の変更もあっており、現加算も全面改定となっています。

3. 介護職員処遇改善加算に関する届出について

（1）介護給付費算定に係る届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出が必要となる場合

- ・平成29年度加算（Ⅰ）を取得する場合
- ・現在は介護職員処遇改善加算を取得しておらず、新たに取得する場合
- ・加算の区分変更を行う場合
(例：平成28年度加算Ⅱ→平成29年度加算Ⅱ 等)
- ・介護職員処遇改善加算のみ、特例により期限は平成29年4月15日です。他の加算は期限延期の特例はありません。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(表紙)の「変更前」「変更後」の記載は、新旧加算が分かるよう、変更後の加算は必ず新加算区分を記入してください。
(記載例：平成28年度加算Ⅰ→平成29年度加算Ⅰ、平成28年度加算Ⅱ→平成29年度加算Ⅰなど)

平成29年4月1日算定開始の介護職員処遇改善加算の届出は、その他の加算とは別に、介護職員処遇改善加算単独で、計画書等添付書類とともに、平成29年4月15日（郵送の場合は、当日消印有効。）までに提出してください。

（2）介護給付費算定に係る届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出が不要となる場合

- ・現加算を据え置く場合（例：平成28年度加算Ⅰ→平成29年度加算Ⅱ 等）
単に区分番号のスライドのみのため、本組合側でデータの一括変更を行うこととし、介護給付費算定に係る届出書・体制等状況一覧表の提出は不要です。

平成29年度介護職員処遇改善加算について（計画書等）

1. 提出書類

（1）提出書類・添付書類一覧

- ①提出書類一覧表
- ②計画書
- ③介護給付費算定に係る届出書

2. 提出方法・問い合わせ窓口

（1）提出期限：平成29年4月15日（郵送の場合は、当日消印有効。）

※提出が遅れた場合、算定開始は早くて、平成29年6月からとなりますのでご注意ください。

（2）提出方法：本組合介護保険課へ持参されるか、郵送で提出してください。

送付の際は、封筒に「処遇改善加算計画書在中」と朱書きしてください。

（3）対象事業者：平成29年4月から介護職員処遇改善加算を算定するすべての事業者が対象です。平成28年度から引き続き、介護職員処遇改善加算を算定する事業者についても、平成29年度計画書の提出が必要です。

（4）問い合わせ窓口

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 総務企画係

電話番号 0957-61-9101